

兵庫県児童館連絡協議会 表彰規程

(趣旨)

第1条 兵庫県児童館連絡協議会（以下「兵児連」という。）は、児童館活動の普及発展に尽力し、地域社会における児童の健全育成に顕著な功績のあった児童館の職員に対して、その功績をたたえるため、この表彰規程を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰者は、毎年4月1日現在、兵児連加盟児童館に勤務する職員を対象とする。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、毎年1回、原則として兵児連総会の席上で行う。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 児童館を設置又は運営する市、町長・法人等の代表者は、毎年5月末日までに、第5条の推薦基準に該当する被表彰候補者を兵児連会長あてに推薦する。

2 推薦の手続きについては、別に定める。

(推薦基準)

第5条 被表彰者としての推薦の対象者は、児童館職員として、10年以上活動し、顕著な功績のあった者、又は兵児連役員として、5年以上活動し、功績のあった者とする。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、前2条による被表彰候補者の中から選考委員会において、毎年6月末日までに決定する。

2 選考委員会は、兵児連会長、副会長及び兵児連会長の指名した者をもって構成する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、兵児連会長名の表彰状及び記念品を授与して行う。

附 則

この規程は、平成2年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月17日から施行する。